

## 知名町内宿泊施設利用促進事業実施要領

### I 概要

#### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う自粛の影響により、知名町内において旅館業及び住宅宿泊を営む事業者（以下「事業者」という。）は大幅に収入が減少し、経営に多大な支障が生じています。

知名町民は認定を受けた事業者の宿泊施設に格安価格で宿泊でき、事業者はその差額を知名町に請求することができます。町は審査の上、事業者へ知名町内宿泊施設利用促進助成金（以下「助成金」という。）を支給します。また、利用者に対しアンケートを実施し、コロナ感染症終息後のサービス向上につなげます。

#### 2 助成について

##### (1) 差額の助成

事業者は、宿泊商品を通常価格の最大7割引で提供することができ、商品価格と割引後の価格の差額を町に請求することができます（助成対象期間：令和2年9月1日から令和3年1月31日）。

例) 商品価格で1泊2食付き5,000円（税抜）のプランであれば、利用者負担1,500円（税抜）で、事業者は町に3,500円を請求できます。

助成対象商品	商品価格	割引可能額	備考
※1泊あたりの金額を 税抜き価格で申請	7,100円まで	通常価格の7割まで	町からの助成 価格は、100円 未満を切り捨て て設定する こと
	7,200円以上	上限5,000円まで	

※予算の範囲内で助成するため、予算上限に達し次第、事業終了とする。

※宿泊料金が発生しない参加者については、支援対象外とする。

※商品価格とは、利用者が宿泊施設に1泊する際の宿泊料金とする。

※商品価格については、いずれも消費税額等を除いた額で申請すること。

※同一利用者の利用回数は事業期間内において2泊までとする。

※換金性の高い金券等を使用したプランは不可とする。

##### (2) 利用者の申し込み

利用者は事業者に直接予約する。事業費がなくなり次第、事業を終了するため、事業者は予約が入り次第、事務局である知名町企画振興課（以下「事務局」という。）に報告をすること。また、事業終了後の予約については、事務局へ請求できないものとする。

### II 助成要件

次のすべての要件を満たすこととします。

- 1 令和2年9月1日において現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けているもの、又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第2項に規定する届出書を提出しているもの。
- 2 町税等の滞納がないこと。
- 3 事業者は、本事業の利用者へアンケートを実施し、事務局へ当該アンケートの回答を提供すること（アンケートの調査票は事務局が指定する。なお、小学3年生未満はアンケートの対象外とする）。
- 4 申請する宿泊施設を運営する事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等及び暴力団関係者が、申請する事業者の経営に事実上参画していないこと。
- 5 事業者は、新しい生活様式や、各業界団体のガイドラインを参考にし、感染予防対策に配慮すること。
- 6 事業者は、本事業の認定申請後に、感染症等感染拡大防止及び予防措置等の実施状況について、町保健福祉課による実地検査を受け、検査に合格すること。
- 7 本事業の実施につき、利用者又は第三者に損害を与えたときは、知名町は責任を負わないことを承諾し実施すること。

### **III 認定申請手続き等**

#### **1 認定申請期間**

令和2年9月7日（月）から同年12月31日（木）まで

#### **2 提出書類**

- ・ 事業認定申請書（第1号様式）
- ・ 誓約書（第2号様式）
- ・ 利用者への宿泊費用還元額が明示された資料（チラシ等）
- ・ 納税証明書（所在する自治体の令和元年度のもの）
  - 個人事業主：国保税、住民税、固定資産税、軽自動車税
  - 法人：法人住民税、固定資産税、個人住民税の特別徴収等
- ・ 振込先口座がわかる通帳等の写し（通帳の表紙の裏の見開き：カタカナでの名義・口座番号等が記載されているページ）

振込先の口座は申請人ご本人の口座に限ります。（法人の場合は当該法人の口座に限ります。）

### 3 認定申請後の流れと認定にあたっての注意点

- (1) 認定申請書を事務局に提出後、事務局が書類を審査します。その後、事務局と日程調整の上、マスク着用、消毒液の設置等の感染症対策について町保健福祉課による実地検査・指導を受けること。
- (2) 書類審査と実地検査の上、認定通知書（第3号様式）を交付します。認定通知書の受理後、事業実施が可能となります。
- (3) 食事を提供する際は、一度に多くの利用者が密集することのないよう、時間をずらしたり、席の感覚を空けるなどの感染症対策を徹底してください。
- (4) 通常は素泊まりのプランのみの営業である事業者は、町内飲食店と協力し、食事付きプラン等を提供することも可能ですが、必要となる食品衛生面や食品製造許可等については、認定申請を行う事業者の責任においてご確認ください。町は責任を負いません。

## IV 事業実施等

### 1 事業実施期間

令和2年9月7日（月）開始

※令和3年1月31日（木）完了を目処とするが事業費がなくなり次第終了とする。

事業者においては、上記期間において任意にキャンペーン期間を設定できません（様式第1号の「プログラム名」欄に期間を記入）。ただし、事業費がなくなり次第終了となるため、事業者は利用者からの予約があれば必ず事務局へ報告すること。事業終了後の予約については事務局へ請求不可といたします。

### 2 事業対象となるもの

認定申請書に記入して提出し、認定を受けた内容が助成対象になります。申請内容を変更したい場合は、変更申請・中止申請書（第4号様式）を提出してください。

### 3 情報取得と提出書類

利用者の宿泊時に下記の情報や書類について必ず取得し、請求時に提出してください。（第7号様式に記入）

- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ 島内の居住を証明できる身分証明書の写し
- ・ 問診表
- ・ アンケート

## V 請求手続き

### 1 助成金請求期間

令和2年9月1日（月）～令和3年2月12日（金）  
※期間中、2週間分又は1カ月ごとに請求出来ます。

## 2 助成金請求書提出時の添付書類

- ・ 知名町内宿泊施設利用促進事業助成金請求書（第6号様式）
- ・ 知名町内宿泊施設利用促進事業利用者台帳（第7号様式）又は宿泊者台帳等の写し
- ・ 領収書の写し（但し書きに「チナ泊キャンペーン」を記入）
- ・ 利用者の知名町内居住が確認できる本人確認書類の写し  
※免許又は保険証等の公的機関が発行したもの。離島割引カードは不可

## 3 支給の決定及び支給方法

申請書類を受理後、その内容を審査し、要件に合致することを確認した上で、適正と認められるときは助成金の支給を決定します。

上記添付書類に過不足がある場合や、記入に誤りがある際は修正を依頼することがあります。

なお、助成金の支給は申請人の提出書類に記載された口座へ振り込むこととし、請求を受けた日から14日以内を予定しています。